

いじめ対策の推進について

近畿部会提出
説明担当 大津市

平成25年6月21日、国において「いじめ防止対策推進法」が成立したことは、国を挙げていじめをなくしていく姿勢が示されたものであり、大変意義があるものと考えている。

いじめ防止対策推進法においては、いじめの早期解消や再発防止に向けてはスクールカウンセラーや社会福祉士など心理と福祉に関する専門的知識を有する者を学校へ派遣することが規定されているが、専門的知識を有する人員を確保することは困難である。

また、いじめを早期に発見し、早期に解消するためには、教員の多忙化を解消し、児童、生徒と向き合える時間の確保に向け教員の増配置が必要である。

さらに、児童生徒の心身の健康促進や、増加の傾向にあるいじめ・不登校の問題に対応するためには、大規模校における養護教諭の複数配置が必要であり、国や県で定めている配置基準の改善やさらなる拡充（年間配置）が必要である。

については、子どもの安心安全のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。

- (1) いじめ防止対策推進法の制定に伴い必要となる心理や福祉に関する専門的知識、豊富な経験を有する者の派遣に対する財政的支援等及び子どもの立場に立ったスクールカウンセラーのあり方についての市町との協議
- (2) 教員の増配置（講師雇用等）に係る財政的支援
- (3) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条第2号の基準の改善）